

(仮称) 港区手話言語の理解促進及び障害者の多様な意思疎通の推進に関する条例(案)に盛り込む内容の概要

前文の要旨

- ① 手話は言語であること及びその歴史的背景
- ② 障害者にとって不便や不安を感じる意思疎通の現状
- ③ 区として条例を制定する意義

1 目的・基本理念

(1) 目的

手話が言語であることの認識のもとに理解促進を図り、障害の特性に応じた多様な意思疎通を推進することに関し、基本理念を定め、区の責務並びに区民及び事業者の役割を明らかにします。障害の有無によって、分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目的とします。

(2) 基本理念

- ① 手話は独自の言語体系を持ち、ろう者が物事を考え、意思疎通を図り、相互理解や文化を創造するために必要な言語です。また、ろう者が日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできた言語です。このような認識のもとに、手話が言語であることの理解促進を図ります。
- ② 障害の特性に応じた多様な意思疎通の推進は、障害者の多様な意見及び要望に適合したものを、障害者自らが選択する機会が保障されることを基本として行います。

2 区の責務と区民・事業者の役割

(1) 区の責務

- ① 基本理念に基づき、手話が言語であることの理解促進及び障害の特性に応じた多様な意思疎通の推進に関する施策を推進します。
- ② 手話言語の理解促進及び障害特性に応じた意思疎通の推進に関して、職員の育成を図ります。

(2) 区民の役割

区民は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めます。

(3) 事業者の役割

- ① 事業者は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めます。
- ② 事業者は、事業を行うに当たり、障害の特性に応じた多様な意思疎通の推進により、障害者が利用しやすいサービスを提供し、及び障害者が働きやすい環境づくりに努めます。

3 手話言語の理解促進

ろう者、手話通訳者、事業者及び関係機関と協力し、手話が言語であることの区民の理解を促進し、及び区民が手話言語を理解し、ろう者との円滑な意思疎通を可能とするための施策を推進します。

(1) 理解の促進

- ① 事業者及び関係機関が、言語としての手話に関する学習会等を開催する場合、その支援を行います。
- ② 学校等において、幼児、児童、生徒等に対し、手話が言語であることの理解促進に努めます。

(2) 情報の発信

手話が言語であることを区民に理解してもらうために、手話言語の理解促進に関する情報発信に努めます。

(3) 手話通訳者の確保及び養成

手話が言語であることの区民の理解を促進し、ろう者との円滑な意思疎通を可能とするため、障害者、事業者及び関係機関と協力して、手話通訳者、その指導者の確保及び養成を行います。

4 障害の特性に応じた多様な意思疎通の推進

障害者、意思疎通支援者、事業者及び関係機関と協力して、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段について、区民の理解を進めるための施策を推進します。

(1) 普及・啓発活動

- ① 事業者及び関係機関が、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段に関する学習会等を開催する場合において、その支援を行います。
- ② 学校等において、幼児、児童、生徒等に対し、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の理解の推進に努めます。

(2) 情報の発信

障害者が日常生活及び社会生活において、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段に関する情報を容易に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、情報発信の推進に努めます。

(3) 意思疎通支援者の養成

障害者が、地域社会において安心して日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者、事業者及び関係機関と協力して、区内在住・在勤・在学者など、誰もが意思疎通支援者として、その手法を学び活用できるよう、養成のための支援を行います。

5 災害対策の強化

(1) 災害発生時等の対応強化

災害発生時等の非常時において、情報を円滑に取得することができるよう、障害の特性に応じた情報を発信するとともに、手話をはじめとする様々な意思疎通への支援を行うよう努めます。

6 施策の推進等

(1) 施策の推進

施策の推進を図るため、計画において定め、総合的に推進するとともに、進捗管理を行います。

(2) 計画の実施

施策の策定及び実施に当たっては、関係機関と連携を図り、区民及び事業者と協働して取り組みます。